

高第 109 号
令和 7 年 4 月 30 日

各指定介護サービス事業所等運営法人代表者
各介護保険施設運営法人代表者

} 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

外国人介護人材の訪問系サービス従事における留意点について

平素より、県の福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、標記のことについて、厚生労働省から通知がありましたので、ご確認の上、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

記

○通知の概要

介護職員初任者研修課程等を修了し、介護事業所等での実務経験等を有する技能実習生及び特定技能外国人について、訪問介護等訪問系サービスの業務に従事することを認める。その場合、受入事業者は、利用者・家族へ事前に説明を行うとともに、定められた事項を遵守する必要があるものとする。

所 属	岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係		
係 長	河 村	担 当	高 橋
電 話	058-272-8298		
F A X	058-278-2639		
E-mail	c11215@pref.gifu.lg.jp		